

◎日時・期間 所 場所 対 対象 定 定員 料 費用(記載がない場合無料) 他 その他 申 申し込み・応募方法 問 問い合わせ先  
市役所への郵送は、〒525-8588 草津市役所(課名など) 市外局番は「077」

### 点字新聞 購読料の助成



点字新聞での情報取得が必要な視覚障害者に、購読料の一部を助成します。

- 助成金
  - 1世帯の年間購読料から6,000円を減じた額
  - ※世帯1戸当たりの上限は年間14,000円
- 対 市内在住の視覚障害者
- 申 3月2日(月)～13日(金)に、昨年4月～今年3月の点字新聞の領収書(原本)、身体障害者手帳、申請者名義の預金通帳の写し、印鑑を持参し、担当課に直接
- 申・問 障害福祉課(1階) ☎561-6972、☎561-2480

### 高齢者の带状疱疹予防接種は3月31日(火)まで



- 令和7年度の定期接種対象者が下記費用で接種できるのは、3月31日(火)までです。
- ※医療機関により実施最終日が異なります
  - 対 令和7年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳以上となる人
    - ※対象者には昨年5月に接種券を送付しています
  - 料 ●生ワクチン 1回2,500円(1回接種で完了)
    - 組換えワクチン 1回6,500円(2回接種で完了)
    - ※1回目を3月以降に接種した場合、2回目の接種は4月以降になるため、2回目分は全額自己負担となります
  - 他 ●接種券を紛失した場合、再発行できますので、担当課へお問い合わせください
    - 接種料免除(市民税非課税世帯または免除世帯、生活保護世帯の人)の申請受付は、接種日の1週間前(最終は3月24日(火)(必着))までに、担当課へ
  - 申・問 健康増進課(2階) ☎561-2323、☎561-0180



### 在宅心身障害者(児)の紙おむつ購入費の助成



- 年間64,800円を限度として、購入費の9割まで助成します。
- 対 在宅で、常に紙おむつを使用している3歳以上の重度心身障害者(児)で、次のいずれかに該当する人
    - ①身体障害者手帳1、2級(肢体不自由)か療育手帳A1、A2の交付を受けている
    - ②①と同程度の障害がある(障害程度の確認のため、紙おむつの使用証明書が必要)
  - 他 ●1カ月の購入費の上限は、6,000円(入院・入所などの期間は対象外)
    - 日常生活用具給付事業(紙おむつ)を受けている人は、制度利用不可
  - 申 3月2日(月)～13日(金)に、所定の用紙・昨年4月1日から申請時までの紙おむつ購入費の領収書の原本・身体障害者手帳か療育手帳の写し・申請者名義の預金通帳の写し・紙おむつ使用証明書(②の人のみ)・印鑑を持って、担当課に直接
  - 申・問 障害福祉課(1階) ☎561-6972、☎561-2480

### 4月1日(水)から、令和8年度の固定資産(税)の確認と証明書の取得ができます



確認・証明書が取得できる内容	確認・証明書が取得できる人	手数料	期間
土地価格等縦覧帳簿の縦覧	・市内の土地の納税者 ・納税者から委任された人	無料	4月1日(水)～6月1日(月)の平日 9:00～16:45
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	・市内の家屋の納税者 ・納税者から委任された人	350円 ※6月1日(月)までは無料	4月1日(水)以降の平日 9:00～16:45 ※年末年始を除く
固定資産課税台帳の閲覧	所有する土地・家屋の評価額など 借地や借家の評価額など	・市内の土地や家屋の所有者 ・所有者から委任された人 市内の土地や家屋の借主	350円
証明書発行	・評価証明書 ・公課証明書	固定資産課税台帳を閲覧できる人	350円

縦覧では、所有権に関する事項はご覧になれません。縦覧制度について、詳しくは、市ホームページをご覧ください

草津市 縦覧 検索

本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証など)や権利を証明するために必要な書類(委任状・賃貸借契約書など)を持参してください。同一世帯でない場合は、家族であっても委任状が必要です

●固定資産税の不服審査  
固定資産税について不服があるときは、審査請求または審査の申し出をすることができます。  
申出期間 納税通知書が届いてから3カ月以内

●家屋の固定資産税  
固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日の所有者に、資産の現況に基づき課税されます。次のいずれかに当てはまる場合は、市へ連絡してください。

- ①床面積10㎡未満の小規模な家屋を新築・増築したとき
- ②家屋の用途を変更したとき(専用住宅を店舗などの併用住宅へ、事務所を専用住宅へ変更など)
- ③未登記の家屋を取得したとき
- ④家屋を取り壊したとき

(届け出がないと、課税される場合があります)

草津市 家屋 検索

●家屋の減額申請  
耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事について、一定の要件を満たす場合は、翌年度の税額が減額されます(工事完了後、3カ月以内の申請が必要です)。

問 ●【課税内容についての説明など】  
税務課 資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、☎561-2479

●【証明書の発行】  
税務課 諸税管理係(1階8番窓口) ☎561-2308、☎561-2479

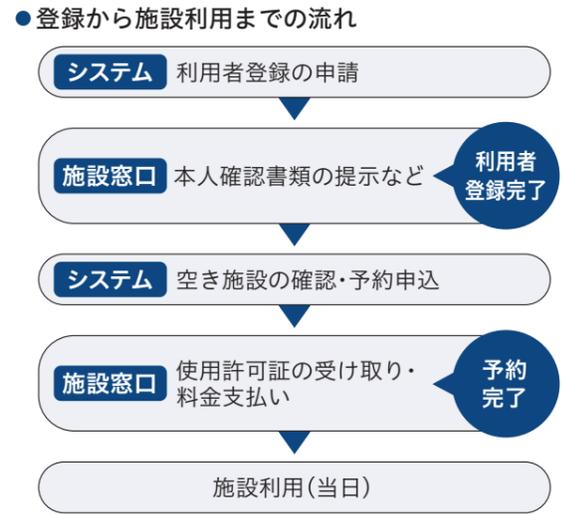
### 3月16日(月)から公共施設予約システムで利用者登録の受け付けを開始します

スマートフォンやパソコンから、文化ホールやスポーツ施設などの公共施設の空き状況確認や予約申込ができる「公共施設予約システム」を順次導入します。運用開始に先立ち、システムでの利用者登録の受け付けを開始します。詳しくは、市ホームページや各施設窓口でご確認ください。

- システムを利用するには事前登録が必要  
3月16日(月)以降に、システムで利用者登録を申請し、利用する施設が属するグループのいずれかの施設窓口で、本人確認の手続きをしてください。利用者登録にはメールアドレスが必要ですが、持っていない場合も施設窓口で手続きができます。
- 対象となる施設  
利用する施設が複数のグループにまたがる場合は、グループごとに利用者登録が必要です(グループごとに異なる利用者IDを発行します)。

グループ名	施設名
文化ホール	草津アマカホール、草津クレアホール ※ホールと展示ホールの予約は、窓口受付のみです
草津川跡地公園	区間2・区間5(いずれも教養室)
スポーツ施設	総合体育館、野村運動公園、三ツ池運動公園、ふれあい体育館、ふれあい運動場、武道館、くさつシティアリーナ、弾正公園(グリーンスタジアム・テニスコート)

- 予約申込の受付開始日
  - ・4月1日(水)～ 文化ホール、草津川跡地公園
  - ・5月1日(金)～ スポーツ施設



※システムの運用開始に伴い、抽選や予約申込の受付期間を変更する施設があります。詳しくは、各施設にご確認ください

- 他 施設窓口で、申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を提示してください
- 申・問 【手続きについて】各対象施設 問 【システムについて】 経営戦略課(7階) ☎561-2326、☎561-2489